

## 5. 良好な景観の保全と形成に関する方針（法第8条第2項第2号）

### （1）景観の保全・形成の目標

船橋市の景観特性や課題、船橋市総合計画や船橋市都市計画マスタープラン等の上位関連計画等を踏まえ、潤いある豊かな生活環境の実現に向けた景観の保全・形成の目標を以下のとおり設定します。

海や河川などの水辺、斜面林や緑地などのみどり、水田や畑などの田園など、自然の要素に特徴付けられる、地形の目鼻立ちを際立たせていきます。

まちの歴史や土地利用に個性付けられる、船橋市らしいまちなみを育てていきます。

季節や時間、人々の活動が彩る、まちなみの魅力を演出していきます。

### （2）景観の保全・形成の方針

景観の保全・形成の目標の実現に向けて、景観類型ごとに、以下のとおり景観の保全・形成の方針を設定します。

景観類型ごとの景観の保全・形成の方針	
自然・田園景観	<p><b>01 田園景観</b></p> <p>優良な農地とそれらと一体となった樹林地を維持管理し、さらに不法投棄等の景観阻害要因の改善に努め、のびやかに広がる船橋市らしい田園景観の保全に努めます。</p> <p>建築物・工作物や公共施設においては、良好な田園景観を阻害することのないよう、また田園景観の魅力を引き立てることができるよう、周辺との調和に配慮した景観形成を進めます。</p> <p>昔ながらの集落では、長屋門や屋敷林、斜面林や谷津田など、長い時間をかけて培われてきた船橋市らしい景観資源を活かしたまちなみの保全を進めます。</p>
	<p><b>02 みどりの景観</b></p> <p>市民の森や公園緑地、生産緑地を適切に維持管理し、拠点となるみどりの景観の保全・創造に努めます。</p> <p>斜面林や松林など、自然地形の特徴が表れたみどりを守り、船橋市らしいみどりの景観の保全に努めます。</p> <p>街路樹や屋敷林、巨木・名木・古木などを活かし、地域の暮らしに潤いを与え、四季を彩るみどりの景観の創造に努めます。</p> <p>建築物・工作物においては、みどりへの眺望、さらにみどりからの眺望など、みどりとの調和を強く意識した景観形成を進めます。</p>
	<p><b>03 水辺景観</b></p> <p>地域ごとの河川の特徴を活かし、個性ある河川景観の保全・創造に努めます。</p> <p>自然の営みの表れた干潟を中心とした海岸環境を守り、自然環境と調和した海岸景観の保全に努めます。</p> <p>まちと水辺を繋ぎ、水辺の良さを活かした親水性の高い景観形成を進めます。</p> <p>水辺に沿った道路においては、水辺への眺望に対する配慮などを進め、潤いある景観形成を進めます。</p> <p>建築物・工作物においては、水辺への眺望やアプローチ、さらに水辺からの眺望など、水辺を強く意識した景観形成を進めます。</p>

景観類型ごとの景観の保全・形成の方針		
都市景観	<p><b>04 商業地景観</b>            地域ごとの商業地の特性を活かし、誰もが訪れたいくなる、賑わいある商業地景観の保全・創造に努めます。            広域から集客のある商業施設においては、船橋市の顔としてふさわしい景観形成を進めます。            臨海部の商業施設においては、水辺の特性を活かした魅力と賑わいのある景観形成を進めます。</p>	
	<p><b>05 住宅地景観</b>            低層の戸建住宅地では、潤いと落ち着きのあるまちなみの保全・形成を進めます。            中高層の住宅地では、高層部の圧迫感の軽減と、低層部のまちなみの創出による、ゆとりと魅力あるまちなみの形成を進めます。            住宅団地などの計画的に整えられた住宅地では、みどり豊かでまとまりのあるまちなみの保全・形成を進めます。</p>	
	<p><b>06 工業地景観</b>            臨海部の工業地においては、敷地の緑化を進めるとともに、水辺の多面的な特性を活かし、潤いある工業地の景観形成を進めます。            内陸部の工業地においては、敷地の緑化を進めるとともに、周辺の住宅地景観や田園景観との調和に配慮し、みどり豊かな工業地景観の保全・創造に努めます。</p>	
	<p><b>07 湊の景観</b>            歴史に育まれた湊町の面影を活かし、船橋市らしい湊の景観形成を進めます。            まちと湊を繋ぐ回遊性を高め、水辺の良さを活かした親水性の高い景観形成を進めます。            建築物・工作物においては、湊への眺望やアプローチ、さらに湊からの眺望など、湊を強く意識した景観形成を進めます。</p>	
	<p><b>08 公共施設景観</b>            先導的な景観の創造を図り、地域の顔としての公共施設の景観形成を進めます。            公共空間においては、季節感にあふれた潤いのある景観形成を進めます。</p>	
	<p><b>09 幹線道路や鉄道からの沿線景観</b>            沿線の建築物による演出や屋外広告物の規制等により、船橋市の景観特性を印象付ける沿線の景観形成を進めます。            幹線道路においては、街路樹整備やまちなみに対する配慮などを進め、潤いある景観形成を進めます。            建築物・工作物においては、接道部の敷地の緑化など、低層部の演出を進め、歩行者が歩いて楽しい景観形成を進めます。</p>	
	<p><b>10 駅及び駅前の景観</b>            地域生活の拠点として、駅ごとの地域特性を活かすとともに、周辺の商業地景観や住宅地景観との調和に配慮し、地域の顔として賑わいと楽しさのある駅及び駅前の景観形成を進めます。</p>	
	<p><b>11 歴史・文化景観</b>            船橋市の歴史に培われ、育まれてきた歴史・文化資源に光を当て、船橋市の成り立ちを物語るかけがえのない歴史・文化景観の保全に努めます。</p>	
	<p><b>12 レクリエーション施設の景観</b>            周辺景観との調和に配慮しつつ、広域から人々の集まる船橋市の顔としての演出を図り、個性と風格あるレクリエーション施設の景観形成を進めます。</p>	
	人の活動 景観	<p><b>13 暮らしの景観</b>            各家庭や事業所における庭先や敷地の緑化など、市民や事業者が身近なところから取り組む景観形成を進めます。            市民や事業者が市内各地で取り組む、良好な景観形成に向けたまちづくり活動を支援します。</p>
		<p><b>14 まつりやイベントの景観</b>            個々のまつりやイベントの特性を広く共有し、季節感ある賑わいにあふれたまつりやイベントの景観の保全・創造に努めます。</p>